

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	茨城県知事 建指指令第136号
指定の有効期間	令和4年1月10日から令和9年1月9日まで
機関の名称	株式会社 安心確認検査機構
主たる事務所の住所	茨城県水戸市中央一丁目8番17号 電話番号 029-224-8522
代表者氏名	代表取締役 滑川 浩一
業務の区分	茨城県全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年4月26日建設省令第13号）第15条第一号から第六号の二並びに第九号及び第十号並びに第十三号及び第十四号に掲げる区分
取り扱う建築物等	確認検査の業務を行う範囲は、次の各号に掲げる建築物等の確認検査とする。 (1) 指定機関省令第15条第一号から第六号の二に掲げる建築物 (2) 令第146条第1項第一号に規定する建築設備 (3) 令第138条第1項に規定する工作物
実施する業務の態様	確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定